

介護保険 利用料金表

※介護保険によるサービス利用料(1円未満切り捨て)=10.42(6等地:津市)×単位数
※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。

※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。

サービス内容			基本単位	負担額1割	負担額2割	負担額3割		
訪問看護	I 1(20分未満)	看護師	314単位	328	655	982		
訪問看護	I 2(30分未満)		471単位	491	982	1,473		
訪問看護	I 3(30分以上1時間未満)		823単位	858	1,715	2,573		
訪問看護	I 4(1時間以上1時間30分未満)		1,128単位	1,176	2,351	3,526		
訪問看護	I 5(20分)	理学療法士 作業療法士 (週120分が上限)	294単位※ ¹	307	613	919		
訪問看護	I 5×2(40分)		588単位※ ¹	613	1,226	1,838		
訪問看護	I 5・2超(60分)		795単位※ ¹	829	1,657	2,485		
加算	夜間・早朝訪問看護加算		18時～22時・6時～8時		25%加算			
	深夜訪問看護加算		22時～6時		50%加算			
	初回加算Ⅰ		退院、退所当日に訪問看護を行った場合		350単位	365	730	1095
	初回加算Ⅱ		退院、退所翌日以降に訪問看護を行った場合		300単位	313	626	938
	緊急時訪問看護加算Ⅱ		1回/月 同意を得た場合		574単位	599	1,197	1,795
	特別管理加算Ⅰ		下記参照 1回/月		500単位	521	1,042	1,563
	特別管理加算Ⅱ		下記参照 1回/月		250単位	261	521	782
	複数名訪問加算Ⅰ		2人の看護師が訪問	30分未満	254単位	265	530	794
				30分以上	402単位	419	838	1,257
	複数名訪問加算Ⅱ		看護師と看護補助者が訪問	30分未満	201単位	210	419	629
				30分以上	317単位	331	661	991
	長時間訪問看護加算		1時間30分を超える訪問看護を行った場合(特別管理加算対象者)		300単位	313	626	938
	ターミナルケア加算				2,500単位	2,605	5,210	7,815
	退院時共同指導加算		退院または対処にあたり在宅での療養上必要な指導を行った場合		600単位	626	1,251	1,876

※¹ リハビリの減算 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所のため1回につき8単位を所定単位数から減算します。

※ 特別管理加算 I の対象になる方
在宅悪性腫瘍患者指導管理、または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ、または留置カテーテルを使用している状態

※ 特別管理加算 II の対象になる方(抜粋)
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理などの指導管理を受けている状態 人工肛門、人口膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 訪問看護を利用するには医師の指示書が必要となります。病院で文書料金が請求されることになります。

※ 准看護師が訪問した場合には利用料金×0.9になります(加算は除く)。

介護保険対象外サービス 利用料金表

単位:円

サービス内容		
1時間30分を超える訪問看護	長時間訪問看護加算を算定しない日	3,000(30分毎)
手袋、絆創膏等の衛生材料、オムツ代等		実費
領収書等の複写物の交付	1枚につき	50
死後の処置	ご希望により死後の処置を行った場合	10,000
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費(1km毎)	30
自費の訪問看護 (交通費片道:事務所拠点として1kmにつき30円)	30分毎(営業時間内)	4,000
	30分毎(営業時間外)	5,000

※ キャンセル料金
ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、速やかに事業所までご連絡ください。連絡なく看護師等が伺った場合はキャンセル料金 2000円がかかります。容態急変などの急な事情がある場合はキャンセル料金は頂きません。
※通常の事業の実施地域(津市、松阪市)を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は実費となります。
通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円頂きます。(片道のみ)

訪問看護リハビリステーション鶴寿

介護保険(介護予防) 利用料金表

※介護保険によるサービス利用料(1円未満切り捨て)=10.42(6等地:津市)×単位数
※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。

負担額単位:円

サービス内容				基本単位	負担額1割	負担額2割	負担額3割	
予防訪問看護 I 1(20分未満)		看護師		303単位	316	632	948	
予防訪問看護 I 2(30分未満)				451単位	470	940	1,410	
予防訪問看護 I 3(30分以上1時間未満)				794単位	828	1,655	2,482	
予防訪問看護 I 4(1時間以上1時間30分未満)				1,090単位	1,136	2,272	3,408	
予防訪問看護 I 5(20分)		理学療法士 作業療法士 (週120分が上限)		284単位※ ¹	296	592	888	
予防訪問看護 I 5×2(40分)				568単位※ ¹	592	1,184	1,776	
予防訪問看護 I 5・2超(60分)				426単位※ ¹	444	888	1,332	
加算	夜間・早朝訪問看護加算		18時～22時・6時～8時		25%加算			
	深夜訪問看護加算		22時～6時		50%加算			
	初回加算 I		退院、退所当日に訪問看護を行った場合		350単位	365	730	1095
	初回加算 II		退院、退所翌日以降に訪問看護を行った場合		300単位	313	626	938
	緊急時訪問看護加算 II		1回/月 同意を得た場合		574単位	599	1,197	1,795
	特別管理加算 I		下記参照 1回/月		500単位	521	1,042	1,563
	特別管理加算 II		下記参照 1回/月		250単位	261	521	782
	複数名訪問加算 I		2人の看護師が訪問	30分未満	254単位	265	530	794
				30分以上	402単位	419	838	1,257
	複数名訪問加算 II		看護師と看護補助者が訪問	30分未満	201単位	210	419	629
				30分以上	317単位	331	661	991
	長時間訪問看護加算		1時間30分を超える訪問看護を行った場合(特別管理加算対象者)		300単位	313	626	938
退院時共同指導加算		退院または対処にあたり在宅での療養上必要な指導を行った場合		600単位	626	1,251	1,876	

※¹ リハビリの減算 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所のため1回につき8単位を所定単位数から減算します。利用を開始した月から起算して12月を超えて行う場合は1回につきさらに15単位を減算いたします。